

日野市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年 6月20日

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 中 嶋 良 樹

監査結果に基づく措置事項（令和4年度財政援助団体監査）

連番	対象	見出し	分類	指摘	指摘事項（意見・要望）	所管部署・団体	改善策・講じた措置事項
1					日野市環境緑化協会	－	－
2					（１）定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。	－	－
3				指摘	1 退職手当支給規程第2条の事務の執行が規定通りされていない	日野市環境緑化協会	職員就業規則第2条（職員の定義）を改訂し、嘱託員及び臨時職員は含まないことを明記。
4				指摘	2 諸規程に規定されている「理事長が定める」規定について当該内容が作成されていない	日野市環境緑化協会	「この規則の施行に関して必要な事項及びこの規則に別段の定めがない事項については、日野市の関係例規を参考に理事長がその都度別に定める。」の条文を明記した。具体的には、次のとおり改正を行った。 ・会計処理規定第39条に関しては整備済。 ・職員就業規則第24条第2項については、その時に求める人材を採用するために「その都度」としており、従前から変更していない。 ・臨時職員就業規程第6条については、「理事長が定める」の規定に基づき毎年度当初または、最低賃金改定時など必要に応じてその都度理事長が定めている。よって、「その都度」の条文に改正した。 ・職員給与規則第12条についても上記と同様。
5				指摘	3 臨時職員就業規程の無期限労働契約の者への規定の不備、また、臨時職員採用基準が定められていない	日野市環境緑化協会	臨時職員就業規程第2条（臨時職員の任用）に選考方法・基準を追記、また、新たに第5条（臨時職員の定年）を設けて定年規程を定めた。
6				指摘	4 諸規程に規定されている「台帳」等の整備が作成されていない	日野市環境緑化協会	会印台帳、金銭残高種別表については、整備済み。備品台帳は既存のものを整理していく。また、その他規程どおりに整備されていない台帳があるかを確認し、ないものは整備していく。
7				指摘	5 会計処理規程第18条第2項第1号に規定する現金による支払い限度額を超過して支払っている。	日野市環境緑化協会	会計処理規程第18条（支出の扱い）第2項第1号の現金払限度額の規程を1万円から2万円に改定。
8				指摘	6 会計処理規程第28条の契約事務について、見積書がない。複数見積もりを取っていない。また、随意契約の理由がない。これらの契約決定等の決裁がない。	日野市環境緑化協会	随意契約理由の明示等指摘された点を網羅するかたちで、契約決定等の手続を定める内部事務規程を策定して改善した。
9				指摘	7 契約事務について 指名競争入札業者として、協会理事の会社が含まれていた	日野市環境緑化協会	令和5年度は理事等が関係する業者は指名しなかった。利益相反の疑念を持たれる可能性がある協会理事の会社等は指名競争入札業者として指名することは適切ではない旨、職員に周知した。また、今後契約の起案、決裁時に確認を徹底する。
10				意見	諸規程の整備状況及び諸規程の規定どおりに事務の執行が行われているかについて監査した結果、諸規程に定められた内容と異なった運用・実施しているもの等が散見された。また、協会が支出する補助金、報酬、謝礼等について、諸規程を改正せず支給、運用しているものが散見された。	日野市環境緑化協会	－
11				意見（指摘含む）	項番1について、退職手当支給規程第2条に退職手当の支給範囲を「常時勤務する職員」と規定されているが、説明聴取において、これに該当する職員は正規職員のみとの回答を得た。しかし、雇用形態にかかわらず、正規職員と同じ勤務日及び勤務時間に勤務している者を「常時勤務する職員」としないことには疑義がある。については、疑義が生じないよう是正されたい。	日野市環境緑化協会	項番1のとおり

連番	対象	見	分類	指摘	指摘事項（意見・要望）	所管部署・団体	改善策・講じた措置事項
12			意見（指摘含む）		項番2について、諸規程に「理事長が定める」規定（会計処理規程第39条（物品の分類の基準）、職員就業規則第24条第2項（試験の内容、科目、その他必要な事項）、臨時職員就業規程第6条（賃金の額）、職員給与規則第12条（嘱託員及び臨時職員等の給与）等）があるが、この「理事長が定める」規定の整備がされていない。権利義務の発生、会計処理の基礎なるものもあるため、早急に整備されたい。	日野市環境緑化協会	項番2のとおり
13			意見（指摘含む）		項番3について、臨時職員就業規程の無期限労働契約の定年退職規定がなく、本人からの退職願がない限り雇用し続けることになる。また、採用の規定がないため、採用理由が不透明である。ついては、組織及び運営の合理化の見地から定年及び採用の規定を設けられたい。	日野市環境緑化協会	項番3のとおり
14			意見（指摘含む）		項番4について、会印台帳や備品台帳、金銭残高種別表等の整備がされていない。規定の内容を満たしていない台帳については、規定どおりに整備されたい。	日野市環境緑化協会	項番4のとおり
15			意見（指摘含む）		項番5について、現金による支払限度額1万円を超えた支払いについては、規定と事務の執行を勘案した対応をされたい。	日野市環境緑化協会	項番5のとおり
16			意見（指摘含む）		項番6について、契約事務については、会計処理規程28条に指名競争入札及び随意契約を規定している。説明聴取時に「市に倣って委託契約は指名競争入札をしている。緊急性等の事情を勘案して随意契約をしている。」との回答を得たが、それらを裏付ける証拠書類や随意契約理由もないため一般競争入札または、随意契約によるものなのかが確認できなかった。物品の購入や委託事業については、競争入札や見積合わせを行い、その証拠となる書類等を徴取し、随意契約については、その理由を明記するよう図られたい。	日野市環境緑化協会	項番6のとおり
17			意見（指摘含む）		項番7について、「会報 緑のまち」の印刷契約において、指名競争入札業者として理事の経営する会社（決裁権者の会社）が含まれていた。落札の有無にかかわらず、利益相反の疑念を持たれる可能性があり、指名業者とすることは望ましくない。	日野市環境緑化協会	項番7のとおり
18					(2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。	-	-
19					(3) 業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。	-	-
20			指摘	1	決算書「財務諸表に対する注記」の「4 固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高」の科目「建物」の「取得価額」及び「減価償却累計額」が正しく表記されていない	日野市環境緑化協会	令和4年度決算書から修正（東京都確認済）。
21			指摘	2	郵券（切手等）を財産目録に掲載していない	日野市環境緑化協会	令和5年度決算時から対応。
22			指摘	3	固定資産 （事務所内省エネ空調機）除却・新規取得の際、会計処理が正しくされていない	日野市環境緑化協会	今後、同様の案件が発生した場合には、さらに十分に留意して処理する。
23			意見		決算諸表は、当該年度における団体の事業成績及び財政状況を明らかにするもので、適正な会計処理に基づいた適正な数値によるべきものである。また、出捐金及び助成金を支出している日野市及び日野市議会並びに監督官庁に対して報告するものであるため、適正な数値により記載されるべきものであることは言うまでもない。	日野市環境緑化協会	

連番	対象	見	分類	指摘	指摘事項（意見・要望）	所管部署・団体	改善策・講じた措置事項
24			意見 (指 摘含 む)		上記項番1については、緑と清流課に移管され協会の財産でなくなった炭焼窯が会計処理されないまま決算諸表に掲載されていた。	日野市環境緑化協会	項番1のとおり
25			意見 (指 摘含 む)		項番2について、郵券は現金と同じ扱いとなるものであり、財産（流動資産）として計上すべきもので、これをしていなかった。	日野市環境緑化協会	項番2のとおり
26			意見 (指 摘含 む)		項番3については、固定資産として「財務諸表に対する注記」の「4 固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高」の科目「什器備品」に計上している事務所内省エネ空調機3機のうち1機を除却・新規取得したにもかかわらず、「取得価額」及び「減価償却累計額」の変更を行わなかった、また、新しい機器である資産の取得を、会計処理上、経費支出で対応していた。	日野市環境緑化協会	項番3のとおり
27					(4) 資産台帳等の整備はきちんとされているか。	—	
28			指摘	1	公益財団法人日野市環境緑化協会会計処理規程第39条第4項に規定する物品帳簿の整備及び出納の管理がされていない	日野市環境緑化協会	備品を洗い出し、すべてを把握した上で台帳を更新する。異動があった場合には適切に処理する。なお、物品には消耗品も含まれる規定となっているため規定の見直しを検討する。
29			指摘	2	備品台帳等が未整理となっているため、現物が無いにもかかわらず台帳に記載されている	日野市環境緑化協会	備品を洗い出し、すべてを把握した上で台帳を更新する。異動があった場合には適切に処理する。なお、物品には消耗品も含まれる規定となっているため規定の見直しを検討する。
30			指摘	3	現物の設置場所を把握できていない、また、現物との照合がされていない	日野市環境緑化協会	備品を洗い出し、すべてを把握した上で台帳を更新する。異動があった場合には適切に処理する。なお、物品には消耗品も含まれる規定となっているため規定の見直しを検討する。
31			意見 (指 摘含 む)		公益財団法人へ移行後、備品台帳の更新がされていないため、現物の有無や設置場所が不明確となっていた。備品の管理にあたっては、台帳記載の備品と現物との照合を行い、台帳を整理し、定期的に確認するなど、適正な事務処理をされたい。	日野市環境緑化協会	項番1から3のとおり
32			意見 (指 摘含 む)		また、物品には消耗品も含まれる規定となっているため、運用上煩雑な事務が生じる場合は当該規定の見直しも含め検討されたい。	日野市環境緑化協会	項番1から3のとおり
33					(5) 補助金等は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。	—	
34					(6) 補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。	—	
35			指摘	1	助成金交付申請時に提出する資料が事業計画書のみで、助成金に係る負担明細が不明となっている	日野市環境緑化協会	令和6年度助成金交付申請及び実績報告時から積算根拠を添付する。
36			指摘	2	決算書の財務諸表において、不適切な会計処理及び項目の掲載漏れがあった	日野市環境緑化協会	助成金と受託事業費の分けを明確にする。 決算書の様式は決まっており掲載は難しいが、項番1及び上記のとおり対応する。
37			意見		助成金の交付申請に係る関係書類を徴取したところ、助成金の対象とする事業及び経費、その積算根拠を確認することができず、当該助成金の支出が適正であるかの判断ができなかった。また、当該助成金に係る経費の明細が不明のため、助成金該当事業が効率的に執行されているかを確認できなかった。	日野市環境緑化協会	

連番	対象	見	分類	指摘	指摘事項（意見・要望）	所管部署・団体	改善策・講じた措置事項
38			総論		助成金の金額決定においては、協会の当該年度事業費予算額から、市からの受託収入である公園清掃管理等委託料収入及びその他の収入を差し引いた残額が当該年度の助成金となるとの説明を受けた。 また、公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）第2条に助成対象の事業及び経費の規定がされており、協会の管理運営に要する事業及び協会の事業（公園、緑地等の受託管理事業に要する経費を含む）が助成金の対象となっている。	日野市環境緑化協会	
39			意見（指摘含む）		助成金交付申請の際に、助成金の対象とする事業及び経費、その積算根拠を示すこと。条例施行規則第2条にある「公園、緑地等の受託管理事業に要する経費」については、委託料で収入を得ているものであるため、市（緑と清流課）と協議を行い条例施行規則の当該条項の整理を行うこと。以上2点については是正するよう要望する。	緑と清流課	後述のとおり
40					(7) 出捐金に係る会計経理、管理運用及び財産の管理は、適正に行われているか。	-	
41			指摘	1	出捐金3億円の基本財産の利活用がされていない	日野市環境緑化協会	市と協議する。
42			意見		3億円を金融機関3行に1億円ずつ定期預金として預けている。このうち1件は利率0.06%、2件は0.04%であり、このように分けた理由として、リスクの分散と2件については地域のつながりがあるためとの説明があった。	日野市環境緑化協会	-
43			意見		低金利が続いている状況の中で、協会の収益に少しでも寄与できるよう、より利率が良く、かつ安全な運用をされていたことはうかがえる。	日野市環境緑化協会	-
44			意見（指摘含む）		しかし、基本財産3億円については、定款における不可欠特定財産の定めはなく、金融財産であることから、取り崩して事業収益の補填とすることができる。基本財産の取扱いについて検討されたい。	日野市環境緑化協会	項番1のとおり
45					(8) その他	-	
46			指摘	1	文書取扱規程関係 割印がない、收受印がない、施行・完結処理がされていない	日野市環境緑化協会	令和5年度より是正。
47			指摘	2	助成金申請関係 「公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例施行規則第8条に基づく実績報告書第3号様式がない	日野市環境緑化協会	3号様式は市へ提出済（当該書類に「様式3号」の文字が未記入のため今後は記載する。）。
48			指摘	3	契約・請求関係 購入伺書に添付の見積書に日付がない、請求書に日付がない	日野市環境緑化協会	令和5年度より是正。
49			指摘	4	物品管理関係 業務用ノートパソコンが適切に保管されていない	日野市環境緑化協会	令和5年1月から各自機の引出しに保管、対応済み。
50			指摘	5	郵券（切手等）の管理 残数の確認が使用者のみでされていて、管理者による確認がされていない	日野市環境緑化協会	令和5年1月から対応済。
51			意見（指摘含む）		項番1及び項番2については、諸規程に基づく処理を適切に行うこと。	日野市環境緑化協会	項番1及び項番2のとおり

連番	対象	見	分類	指摘	指摘事項（意見・要望）	所管部署・団体	改善策・講じた措置事項
52			意見 (指 摘含 む)		項番4については、業務用ノートパソコンが終業後から始業時まで机上に置いたままの状態となっていた。物品管理及び情報セキュリティ上の面から、施錠できる場所に保管すること。	日野市環境緑化協会	項番4のとおり
53			意見 (指 摘含 む)		項番5については、郵券（切手等）は、現金と同様であるため、受払簿の記入及び定期的な管理者による残数確認を行い、使用状況及び在庫の管理を適正に行われたい。	日野市環境緑化協会	項番5のとおり
54	緑と清流課					—	
55	(1) 公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例施行規則により補助金の交付目的及					—	
56			指摘	1	助成金交付申請時に提出された資料が事業計画書のみで、助成金の対象とする事業及びその経費等、積算根拠が不明確	緑と清流課	令和6年度助成金交付申請（6月）及び令和5年度実績報告（9月）時から積算根拠を添付させる。
57			指摘	2	条例施行規則第2条に助成対象の事業及び経費の規定に、「公園、緑地等の受託管理事業に要する経費」を助成対象としている	緑と清流課	緑化協会条例施行規則第2条第2号エの規程を、直近の改正で削除する。
58			意見 (指 摘含 む)		条例施行規則第2条に「助成対象の事業及び経費」が規定されているが、掲載内容を見ると、協会の事業全体が助成の対象と読み取れる。しかし、「助成対象の事業及び経費」は協会の運営事業と協会の事業に分かれ、さらに、それぞれの事業経費を規定しているので、この対象事業ごとの積算資料を求める必要がある。	緑と清流課	項番1のとおり
59			意見 (指 摘含 む)		また、助成対象事業には、「公園、緑地等の受託管理事業に要する経費」が含まれているが、受託事業は委託者からの経費負担（市からの委託事業 令和4年度契約金額 20,580,223 円）で賄うものであり、市からの助成の対象にあること自体が不相当である。	緑と清流課	項番2のとおり
60			意見 (指 摘含 む)		公金支出の適正、透明性を確保する観点からして、経費区分の明細を明らかにすることは最低限必要であるため、助成金の積算根拠を説明できるよう協会からの明細を徴収するよう要望する。	緑と清流課	予算要望時に助成金額の根拠を徴取しています。
61	(2) 助成金交付の算定、交付手続及び交付時期は適正か。					—	
62			指摘	1	助成金交付申請時に提出する資料が事業計画書のみで、助成金の対象とした事業、経費、積算根拠が不明確	緑と清流課	令和6年度助成金交付申請（6月）及び令和5年度実績報告（9月）時から積算根拠を添付させる。
63			意見 (指 摘含 む)		助成金交付の算定については、上記（1）と同様。	緑と清流課	項番1のとおり
64	(3) 団体への指導監督は適切に行われているか。					—	
65			意見		協会及び緑と清流課の指摘事項を踏まえると、主管課における団体への指導監督は適切に行われていると言いたいものであり、下記事項について、改めて指導監督を図られたい。	緑と清流課	
66			意見 (指 摘含 む)		①助成金交付に当たっては積算根拠を明確にし、実績報告に当たっては積算根拠に基づいた実績報告を徴取し、適正な処理及び透明性を確保されたい	緑と清流課	令和6年度助成金交付申請（6月）及び令和5年度実績報告（9月）時から積算根拠を添付させる。

連番	対象	見出し	分類	指摘	指摘事項（意見・要望）	所管部署・団体	改善策・講じた措置事項
67			意見 (指 摘含 む)		②協会運営費等のほとんどを市からの助成金及び委託料の公金で賄っているため、最小の経費で最大の効果が得られるよう、また、事務の効率化を図られたい	緑と清流課	今後も効率的な事務を行い、さらに最大の効果が得られるよう協会とともに努力していく。
68			意見 (指 摘含 む)		③事業報告書・決算書は日野市及び日野市議会に対して報告するものでもあるため、正確に記載されているか確認をされたい	緑と清流課	二重・三重のチェックを徹底している。
69	総括意見・要望					-	
70			総論		協会の令和3年度決算では、協会運営費等の約97%が市からの助成金及び委託料であり、この事業費補填構造は、以前から行われ今後も継続されるものと思われる。また、協会の基本財産3億円は定期預金に預けられて、利息は協会運営費等の0.33%となっており、今後もこのような状況が続くと思われる。	日野市環境緑化協会	-
71			意見 (指 摘含 む)		市は現在、財政非常事態宣言中であり、市からの事業費補填が今後も継続することを考慮すると、市財政負担の軽減を図るためにも基本財産の取り崩しを行い、協会運営費等に充てることを検討されたい。	緑と清流課	今後、基金の返金などを含め、協会との交渉を検討して参ります。
72			意見 (指 摘含 む)		また、協会運営費等の大半が市からの収入によること、すなわち税金であることを考えると、最小の経費で最大の効果が得られるよう契約手続を行うこと、また、効率的な事務を行うよう要望する。	日野市環境緑化協会	今後も効率的な事務を行い、さらに最大の効果が得られるよう努力していく。